

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、土器川右岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成28年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	宮武 政吉	丸亀市飯山町上法軍寺1520番地8	平成28年3月14日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	諸角 泰徳	丸亀市飯山町上法軍寺1734番地2	平成28年4月1日